



身体障がい者 巡回相談のお知らせ

問 福祉課
☎ 932-1493(ダイヤルイン)
☎ 932-1151(内線126)

肢体不自由の補装具(義肢、装具)費の支給について、新規支給・再支給・修理の要否判定、処方、および適合判定を行います。なお、相談を希望する場合は、7月29日(金)までに福祉課窓口または電話での予約が必要となります。

- 車椅子、電動車椅子、座位保持装置、重度障害者用意思伝達装置の相談、要否判定は行いません。
- 補聴器などの要否判定および診察、身体障害者手帳の診断書の作成は行いません。
- 会場には、必ず障がいのある人ご本人がお越しください。

▶ **日 時** 8月17日(水)
受 付 9時30分～11時30分
12時30分～14時
診察開始 10時

※12時～13時の間は診察を行いません。なお、予約人数が20人以下の場合は午前中で終了します。

▶ **場 所** 須恵町役場 保健センター1階(須恵町大字須恵771番地)

▶ **持参するもの** 身体障害者手帳、印鑑

- 再支給の場合 前回支給の補装具
- 修理の場合 修理が必要な補装具

令和4年度 国民年金保険料の免除申請の受付が始まりました

問 住民課
☎ 932-1467(ダイヤルイン)
☎ 932-1151(内線116)

20歳以上60歳未満の国民年金第1号被保険者(自営業者や失業者、学生など)は、保険料(令和4年度:月額16,590円)を毎月納めます。しかし、経済的な理由で保険料を支払うことが難しい場合は、申請により保険料の納付が免除または猶予される「保険料免除制度」や「納付猶予制度」(50歳未満対象)という制度があります。

未納のままにしておく、将来の年金が減るだけでなく、万が一のときに障害年金や遺族年金を請求できない場合があります。

7月1日(金)から令和4年度分(令和4年7月～令和5年6月)の申請の受付を開始しましたので、住民課の窓口で申請ができます。

なお、免除申請は2年1か月前までさかのぼって申請をすることができます。

※免除申請をしても、本人・配偶者・世帯主の前年度中の所得によっては免除に該当しない場合があります。

▶ **申請に必要なもの**
基礎年金番号がわかるもの(基礎年金番号通知書・年金手帳など)
またはマイナンバーカード(失業特例を希望する人は、離職票または雇用保険受給資格者証をご持参ください。)

▶ **学生は、学生納付特例の申請をしましょう。**
学生で保険料を支払うことが難しい場合は、「学生納付特例」の申請が必要です。
学生であることを証明するもの(学生証の写しまたは在学証明書など)をご持参の上、申請をしてください。

マイナンバーカード取得促進キャンペーンのお知らせ

問 住民課
☎ 932-1467(ダイヤルイン)
☎ 932-1151(内線111)

須恵町では、6月から9月までにマイナンバーカードを新規申請し取得された人に須恵町燃えるごみ袋(大)10枚入り2袋(1,000円相当)をプレゼントするキャンペーンを実施しています。

マイナポイント第2弾にあわせた須恵町独自のキャンペーン企画です。

この機会にぜひカードの申請をしてみませんか?

マイナンバーカードの申請は簡単です!

本人確認ができる身分証明書を持って住民課窓口に来庁するだけです。

あとは職員が写真撮影(無料)から申請までをお手伝いします。

また、新規申請希望者が少人数でも職員が出張して申請手続きを行える場合もありますので、お気軽にご相談ください。

マイナンバーカード取得後のマイナポイントの申込手続きも住民課窓口でご案内します。



TAX 町税の納付忘れにご注意ください

問 税務課
☎ 932-1495(ダイヤルイン)
☎ 932-1151(内線133・139)

8月1日(月)に納付期限をむかえる町税があります。

町税の納付書の裏面に記載している納付場所(須恵町役場、金融機関、コンビニエンスストアなど)や、キャッシュレス決済(PayPay、LINE Payなど)で納付が可能です。

また、振替口座のご登録がある人は、納付期限当日に登録されている口座から、該当町税の金額分の引き落としがあります。預金残高にご注意いただきますようお願いいたします。

▶ **対象の税目** 固定資産税 2期
国民健康保険税 2期

手続きはお済みですか? (令和4年4月～6月分) — 幼児教育・保育無償化に伴う利用料および待機児童支援助成金の申請について —

問 子育て支援課 ☎ 932-1459(ダイヤルイン) ☎ 932-1151(内線152・154)

次の利用料無償化や待機児童支援助成金の対象となっている人は、3か月ごとの手続きが必要です。

利用料などの種類	必要な手続き	締め切り
①届出保育施設の利用料	4～6月分利用料償還払いの申請	申請書提出締め切り 7月29日(金)
②私立幼稚園の預かり保育利用料	※①～③の利用料無償化の対象となるためには、事前に認定を受ける必要があります。	
③認定こども園1号の預かり保育利用料	※認定を受けた後の償還払いの申請について、詳しくは、認定通知書に同封した書類をご覧ください。	
④待機児童支援助成金	4～6月分の助成金申請 継続して対象の人には、前回の(不)交付決定通知書に申請書を同封しています。初めて申請する人、前回申請していない人は、子育て支援課で申請書を受け取ってください。 ※①に該当する人で、認可保育園が待機となっており届出保育施設利用料が無償化の限度額を超える人は、その差額を④で申請してください。 例:届出保育施設に通園 毎月 基本保育料48,000円を支払い ①で42,000円(3歳未満児上限額)まで無償→園に申請 差額の6,000円を④で申請→役場へ申請	

※いずれも、申請の対象かどうか分からないなどご不明な点がございましたら、子育て支援課へお問い合わせください。

犬の飼い主の皆さんへ

問 地域振興課
☎ 932-1438(ダイヤルイン)
☎ 932-1151(内線217)

ルールやマナーを守らない一部の飼い主に迷惑している人からの苦情が、数多く届いています。

苦情の内容には、次のようなものがあります。

- 散歩中の犬の尿を家の壁にされて困っている。
- スコップやビニールは持っているが、持っているだけで、ふんを持ち帰らない。
- 散歩中に犬の毛づくろいを行い、抜けた毛をそのまま道路上に放置する。

犬は、自分でふんや尿を片付けることができません。飼い主に片付ける義務があります。水の入ったペットボトルなどを携帯して、尿をした場合は流すようにしてください。

最低限のマナーを守り、良好な生活環境の維持にご協力をお願いします。

TAX ファイナンシャルプランナーによる納税相談を実施します

問 税務課 ☎ 932-1495(ダイヤルイン) ☎ 932-1151(内線132・139)

税務課では、さまざまな金銭的問題により支出が収入を上回ってしまい、「町税を納めたいけれど納められない」という人を対象に、7月から2か月に1回、ファイナンシャルプランナー(FP)による納税相談(無料)を実施します。

FPという生活設計のプロに相談し、家計に関する問題(収入不足、ローン返済、借金問題など)の解決策を一緒に考えてみませんか?

相談には、町職員も同席し、秘密は守られますのでご安心ください。

▶ **相談日**

令和4年	令和5年
7月20日(水) 9月21日(水) 11月16日(水)	1月18日(水)

▶ **時 間** 9時～19時
(お一人1回につき1時間)

▶ **会 場** 須恵町役場 2階 上下水道課横会議室

▶ **ご用意いただくもの**
収入がわかるもの(給与明細や確定申告書の写しなど)
支出がわかるもの(家賃、水道光熱費、各種保険料、借入金の返済明細書など)

▶ **予約方法**
事前申し込みが必要なため、相談希望の人は、上記問い合わせ先までご連絡ください。